

大丈夫かよ! おまんくは?

地震
おまんく

高知家

地震の後に発生する津波や火災からどうやって逃げますか?
あなたとあなたの家族を守るのは、あなた自身です。

いつかは必ずやってくる南海トラフ地震。
その強い揺れにより住宅が倒壊し、あなたやあなたの家族が
その下敷きになってしまったら!?
地震で倒壊した建物がガレキとなって道路をふさぎ、
救急車や消防車が通れなくなってしまったら!?

長男・耐震改修の大哥ちゃん

県に登録された
専門家がやるさ、安心ながよ!

耐震診断士登録証

次男:仮設住宅の隣の男の子

耐震改修って?
大きな地震が起きた時に、
家が倒壊しないように
改修・補強する
ことです。

住宅の耐震改修のための補助金があります。

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅(戸建て、長屋及び共同住宅など)
申込先 住宅のある市町村 **申請者** 対象住宅の所有者

耐震診断
木造住宅の場合
自己負担
3千円以内

耐震設計
20.5補助金
万円

耐震改修
92.5補助金
万円

※市町村によって額は異なります。
※木造以外の住宅へ補助を行っているところもありますので、詳しくは市町村へお問い合わせください。



耐震3兄弟 © 村岡マサヒロ

このチラシに関するお問い合わせは、高知県土木部住宅課まで **TEL 088-823-9856** (受付時間 午前8時30分～午後5時 休日を除く月～金)

高知県 耐震

検索



三男・老朽住宅除却のジョー

ちゃんと避難はできるかよ!?

ブロック塀等の安全対策

避難路に面した危険性の高いブロック塀等の撤去と、安全な塀の新設にかかった費用の一部に補助金があります。



20.5万円補助金

老朽住宅等の除却



除却工事にかかった費用の一部に補助金があります。

事業を実施している市町村によって額が異なりますので、各市町村窓口までお問合せください。

高知県住宅耐震化促進事業を実施している市町村窓口一覧

市町村名	担当課名	電話	木造	非木造	ブロック塀	除却	市町村名	担当課名	電話	木造	非木造	ブロック塀	除却
高知市	建築指導課	088-823-9470	●	●	●	●	芸西村	産業振興課	0887-33-2113	●	●	●	●
室戸市	防災対策課	0887-22-5132	●	●	●		本山町	建設課	0887-76-3917	●	●	●	●
	財産管理課	0887-22-5122				●	大豊町	住民生活課	0887-72-0452	●		●	●
安芸市	危機管理課	0887-37-9101	●	●	●	●	土佐町	総務企画課	0887-82-0480	●	●	●	●
南国市	住宅課	088-880-6558	●	●	●	●	大川村	総務課	0887-84-2211	●	●		
土佐市	防災対策課	088-852-7607	●	●	●	●	いの町	総務課	088-893-1113	●	●	●	●
須崎市	防災課	0889-42-1236	●		●	●	仁淀川町	総務課	0889-35-0111	●	●	●	●
宿毛市	危機管理課	0880-62-1254	●	●	●		中土佐町	総務課	0889-52-2211	●		●	●
	都市建設課	0880-62-1251				●	佐川町	建設課	0889-22-7712	●	●	●	●
土佐清水市	危機管理課	0880-87-9077	●		●	●	越知町	危機管理課	0889-26-1231			●	
四万十市	地震防災課	0880-35-2044	●	●	●	●		建設課	0889-26-1113	●	●		●
香南市	防災対策課	0887-57-8501	●	●	●	●	梶原町	総務課	0889-65-1111	●		●	
香美市	防災対策課	0887-52-8008	●	●	●	●	日高村	総務課	0889-24-5113	●	●	●	●
東洋町	総務課	0887-29-3111	●		●		津野町	総務課	0889-55-2311	●	●	●	●
	住民課	0887-29-3394				●	四万十町	建設課	0880-22-3120	●	●	●	●
奈半利町	総務課	0887-38-4011	●	●	●	●	大月町	総務課危機管理室	0880-73-1140	●	●	●	●
田野町	総務課	0887-38-2811	●	●	●	●	三原村	農林業建設課	0880-46-2111	●		●	●
安田町	総務課	0887-38-6711	●	●	●	●	黒潮町	情報防災課	0880-43-2188	●		●	
北川村	総務課	0887-32-1212	●	●	●	●		まちづくり課	0880-43-2115				●
馬路村	総務課	0887-44-2111	●		●	●							

— お申し込みは住宅の所在地の市町村まで! —